

議第4号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

上記意見書を関係行政庁へ提出したいので、地方自治法第99条及び京丹後市議会会議規則第14条第2項の規定により、別記のとおり提出する。

京丹後市議会議長 金田 琮 仁 様

令和3年10月7日

提出者 京丹後市議会議会運営委員会委員長 池田 惠一

(別記)

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない極めて厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策など喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化などに伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、ほかの地方歳出にしわ寄せすることなどないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正により土地に係る固定資産税の講じられた課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りの措置とすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税の創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に財源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

様

京都府京丹後市議会